

【企業主導型保育園とは】

「企業がつくる保育園」のことで内閣府所管により、公益財団法人児童育成協会の助成を受けて運営される保育園です。

- 認可保育園と同等の保育士の配置、安全・衛生・設備・運営基準にて運営しています。
- マナベル保育園を運営する大和食品株式会社の従業員のお子様、
共同利用契約法人（提携企業様）従業員のお子様、および、一般地域のお子様の利用が可能です。
- 幼児教育・保育の無償化の対象となります。
※0～2歳児は住民税非課税世帯のみ。※就労状況等により対象とならない場合もございます。
- 入園手続きの際、自治体を通す必要はありません。直接園にご連絡ください。
園の定員に空きがあり、就労条件等を満たせばすぐにご入園頂けます。

【共同利用契約（提携企業契約）とは】

自社で保育施設を運営するのではなく共同利用契約をすることにより、運営コスト0で提携保育園を確保することができ、従業員の多様な働き方に対応した保育サービスを提供することができます。

※本契約は入園枠を確保するものではありません。

※共同利用契約の企業様でも、園児の定員数等の状況により入園のお断りをさせて頂く場合もございます。

【企業様のメリット】

- 企業様から契約金や運営費などは一切頂きません。運営コストゼロで保育園を利用できます。
- 求人募集に「自社共同利用保育所あり」と記載できます。
- 提携保育園を確保することで、従業員様の保育園探しの負担を軽減できます。
- 産休・育休明けの職場復帰の時期が調整しやすくなり、子育て中の優秀な人材の採用や確保につながります。
- 女性活躍支援・子育て支援に積極的なことで企業イメージ・福利厚生・社員満足度等の向上に繋がります。
- 現時点で利用が未定（預ける従業員様がいない）の場合でも、事前に提携契約を結び採用活動に活かしていただくことも可能です。

【従業員様のメリット】

- 産休・育休明けの預け先を確保しておくことで職場復帰の計画が立てやすくなります。
- 企業枠（従業員枠）として保育料の費用が割引になります。地域枠より月3千円割引。
- 複雑な入園手続きが不要になり、保育園で入園手続きが出来ます。（月途中の入園可）

【共同利用契約の条件】

- 「子ども子育て拠出金（旧：児童手当拠出金）」を納めている社会保険加入事業所（組合保険でも可）である（事業所が加入していれば、利用する従業員様の社会保険加入は問いません）
- 当法人と、共同利用契約を交わしていただきます。
- 入園の申し込み、保育料等の支払い、各種手続き等は当園と従業員様が直接行います。
- 正社員・パートなど、雇用形態にかかわらず利用できます。